璽入御輿、

〔禁秘御抄下〕内裏燒亡

劔璽主上自持給有例、近衛將公卿何可隨候、但行尊持之、後日被謝申、無何人不可取之歟、

〔百練抄六崇德〕保延四年二月廿四日、内裏燒亡、二條東洞院○中略内侍所暫御他所、此事如何有議定、大外記隆俊、神鏡事准佛像申云々、關白○忠通被咎仰、但小野右府○實資准乎五臺山文殊、議定由事、

〔岡屋關白記〕寶治三年○元建長年二月一日、子時許、南方有火、相尋之處皇居○閑院後深草云云、倒衣馳參、○中略參御輿邊、予○藤原兼經相尋人、人曰、賢所大刀契、慥御坐哉、玄象、鈴鹿、御倚子、時簡以下、累代重寶等奉取出歟、上下皆答云、悉奉取出畢、余又問云、劔璽慥御坐御輿内乎、萬里小路大納言答云、慥御坐云々、

〔辨内侍日記〕二月一日、○建長元年公忠の中將候かまことに騷ぎたるけしきにて、せうしの候、皇后宮の御方に火のといふ、あさましし共おろかなり、○中略勾當内侍どの、頓て夜の御殿へいりて、劔璽取出し參らす、

〔吉續記〕文永七年八月廿二日己丑、去夜夜半、高辻宿所西隣、放火事出來、○中略餘燼及皇居○五條殿亀山之間、行幸腰輿仙洞、萬里小路殿御留守間也、○中略内侍所、劔璽、玄象、鈴鹿、御倚子、時簡、仁壽殿觀音、累代重寶等無爲奉取出、天下之慶也、

〔增鏡十飛鳥川〕廿日○文永十年十月のよひ、二の對○大炊御門殿より火いできたり、あさましともいはん方なし、上下立騷ぎのゝしるさま思やるべし、大宮の院も内におはしましける比にて、いそぎ出させ給、御車の棟木にも既に火もゑ付けるを、又さしよせて春宮たてまつらせけり、其夜しも、勾當の内侍里へいでたりければ、塗籠の鎰をさへもとめうしなひて、いみじき大事なりけるを、上○亀山聞召て、あらゝかにふませ給たりければ、さばかり強き戸の、まろびてあきたりけるぞおそろしき、さなくばいとゆゝしき事どもぞあるべかりける、故院○後嵯峨の御處分の入たる御小唐櫃、なにく